

議 事 録

(令和 7 年寄居町教育委員会 第 1 回定例会)

寄居町教育委員会

令和7年寄居町教育委員会 第1回 定例会議事録

招 集 期 日	令和 7 年 1 月 2 4 日
招 集 場 所	寄居町役場 教育委員会室
開 会 閉 会 の 日 時	開会 1 月 2 4 日 午後 3 時 0 0 分 閉会 1 月 2 4 日 午後 5 時 0 9 分

出席委員

教 育 長 関根 光男（議長）

教育長職務代理者 清水 幸三郎

委 員 小林 央子

委 員 関根 薫

委 員 佐藤 幸恵

出席職員

教育総務課長 大野 芳春

生涯学習課長 横瀬 貴子

教育指導課長 塩川 和之

教育総務課主幹 倉田 勉

教育総務課主事補 太田 安優

	開 会	○関根教育長 令和7年第1回定例会の開会を宣言します。 議事日程を朗読願います。 ○大野教育総務課長 議事日程を朗読する
日程第1	前回議事録の承認について	○関根教育長 日程第1 令和6年第12回定例会の議事録については、事務局より各委員に事前配布してあります。内容等について何かございますか。 ○関根委員 修正箇所の部分あり。その後修正。 ○関根教育長 よろしいでしょうか。それでは承認いただきましたので、前回署名委員として指名された委員は署名をお願いします。 【第12回定例会署名委員：関根委員、佐藤委員】
日程第2	議事録署名委員の指名について	○関根教育長 次に日程第2 議事録の署名委員を指名いたします。 清水委員、小林委員を指名します。
日程第3	教育長報告について	○関根教育長 続きまして日程第3 教育長報告です。 1 学校等の様子・教育長活動報告について 2 県からの情報提供について 3 令和6年度第9回町内定例校長会について
	質疑等	○関根委員 県からの情報提供として報告のありました、校内教育支援センターの設置率について伺います。寄居町では中学校は全校、小学校では2校が設置しているということですが、設置していない小学校について理由を教えてください。

日程第 4	議 案 第 1 号 質疑等	○関根教育長 利用者がいないため、設置しておりません。初めから設置するということではなく、状況に応じて設置してくださいと指導しております。 ○小林委員 インフルエンザが流行しておりますが、町内小中学校の感染状況を教えてください。 また、冬休み中の事故等ありましたら教えてください。 ○関根教育長 直近の状況では、インフルエンザ 3 名、コロナ 1 名、発熱 3 名で、1 学級（小学校）が学級閉鎖となっております。 冬休み中の事故等の報告はありません。 ○関根教育長 日程第 4 議案第 1 号 寄居町地域クラブ活動実施要綱の制定について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 ○大野教育総務課長・塩川教育指導課長 議案を朗読し、内容説明を行う ○関根委員 不統一な文言が見受けられたり、言い回しに疑問を感じたりする部分があるので、全体を通して再確認をお願いします。 それでは、数点伺います。 最初に、第 2 条の定義について伺います。地域クラブや地域クラブ活動について定義されていますが、抽象的でわかりづらい表現になっています。他の自治体の要綱を見ますと、例えば地域クラブ活動とは、社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）第 2 条に規定する社会教育、スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）に規定するスポーツ及び文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）に規定する文化芸術に係る活動であって、中学校並びに体育協会、文化協会及びスポーツ少年団、その他地域の多様な活動団体が連携して行う活動をいうと定義されています。可能であれば、このような明確な定義づけをできないか検討すべきと思います。 同様に指導者の資格に関する定義も、スポーツ活動について
--------------	---------------------------------	--

		はスポーツ少年団指導者が保有する資格、と抽象的な表現になっています。日本スポーツ少年団では、日本スポーツ少年団指導者・リーダー規程において、スポーツ少年団指導者の全員がJSP0 公認スポーツ指導者資格を保有することを登録条件としています。このような具体的な資格を明記できないか、併せて検討願います。 次に、今後の部活動について伺います。これまでは、寄居町立中学校部活動方針を基本に行われてきたと思います。今回の要綱制定により、どのような影響が生じるのか教えてください。 また、要綱第2条第4項に定める指導員は、これまでの部活動方針に基づく部活動指導員との兼務を想定していますか。想定している場合、委嘱要件が異なる理由を教えてください。 令和7年4月から、寄居中学校の女子バスケットボール部と城南中学校の女子ソフトテニス部に適用する旨の説明がありました。生徒は、平日は部活動に参加して顧問教諭や部活動指導員から指導を受け、休日については地域クラブ活動に参加し、本要綱に規定する指導者から指導を受けることになると思います。その場合、部員全員が地域クラブ活動に参加することになるのでしょうか。その流れについて教えてください。 最後に、保険加入について伺います。第11条の規定により、新たに傷害保険及び賠償責任保険の加入義務が発生することになります。これまでは、学校管理下においては平日、休日を問わずスポーツ保険による補償が受けられたと思います。地域クラブ活動においては、従来の保険の対象にならず、新たに別の保険に加入しなければならないのか伺います。 ○塩川教育指導課長 条文についてご指摘いただきました点については、適宜修正等対応いたします。 まず、部活動の基本方針への影響ということですが、地域クラブ活動化したときに、中体連の大会に参加するためには、今までの基本方針に則って活動しなければ参加が認められないという条件がありますので、土日においても1日という運営の仕方になります。 次に、兼務した場合について、部活動指導員の方が要件が厳しいということですが、部活動指導員は学校の管理下で行い、教育活動の一環になるため、採用が厳しくなっています。一方で、今後地域クラブ活動を拡大していくことを考えた際に、ある程度指導者の枠を広げられるようなイメージも含めて、この
--	--	---

		ような表現になっております。 次に、平日と週末での部活動の流れについてです。土日の部活動を地域クラブ活動化することに伴い、まず部活動指導員に声掛けを行い、顧問の働き方改革に資するようなシステムづくりを行いました。そのため、子供たちは休日も平日の部活動と同じような感覚ではおりますが、体制として平日は顧問と部活動指導員、休日については、部活動指導員をされている方が地域クラブ活動指導員という形で指導していただくため、概ね変更はないかと思われます。 次に、保険加入の件についてですが、部活動は学校の管理下にあり、スポーツ保険の対象となるため、保険加入の必要はありません。しかし、大会や練習試合の移動で自動車等での事故に関してはスポーツ保険の対象にならないため、運動部などでは、独自で保険に加入している実態もございます。保険加入につきましては、当面は国・県から出る補助金の中で賄っていく計画です。 ○清水委員 寄居中学校の女子バスケットボール部と城南中学校のソフトテニス部が地域クラブ活動へ移行する旨の説明がありました。現在、それぞれの部員数をお伺いします。また、この2つの部活動が地域クラブ活動へ移行することとなった経緯を伺います。 最後に、関根委員と重複する内容にもなりますが、文言整理に加え、具体的な定義づけをしっかりと行い、実際に運用する際混乱が生じないようにしていただければと思います。 ○塩川教育指導課長 部活動の人数についてですが、寄居中学校女子バスケット部が14名、城南中学校女子ソフトテニス部が10名です。 地域クラブ活動への移行につきましては、現在、国や県で施策を進めていることから、町でも今年度準備会を立ち上げ、検討を行いました。その結果、部活動指導員と検討を進める中で、最終的に寄居中学校の女子バスケットボール部と、城南中学校のソフトテニス部に決定しました。今後、国の趣旨や県の意向を踏まえ、動向を見定めながら拡大していくべきだと考えております。また、子供たちが本当に活動を楽しめるか、充実した生活が送れるかを第一に考え、体制を整えていきたいと考えております。
--	--	--

日程第 5	議 案 第 2 号 質疑等	○関根教育長 他にないようですので、可決することといたしますが、よろしいでしょうか。 ○委員全員 賛成 ○関根教育長 全員賛成ですので、議案第 1 号につきましては、原案どおり可決いたします。 ○関根教育長 日程第 5 議案第 2 号 2025 年度関東ブロック・ユネスコ活動研究会事業費補助金交付要綱の制定について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 ○大野教育総務課長・横瀬生涯学習課長 議案を朗読し、内容説明を行う ○関根委員 2025 年度に深谷市と寄居町を会場に開催するという説明でしたが、開催期日は既に決まっているのでしょうか。また、寄居町を会場とする催しが計画されるのでしょうか、その場合教育委員として何らかの対応が必要になるのか伺います。 また、文言の整理・統一をはじめ、略称規定の正確な活用、様式の見直し等々、全体を通して再確認をお願いします。 ○横瀬生涯学習課長 期日につきましては、今年の 9 月 27 日で計画を進めております。会場地としましては、催しや開会式等も踏まえ、現在の予定では深谷市内となっております。また、所管・主催団体がユネスコ協会となっているため、町としては後援という形で活動を支援する予定になっております。 ○清水委員 第 4 条の補助対象経費の具体的な内容についてですが、各学校で実施する事業も対象になるのか伺います。
--------------	---------------------------------	---

日程第 6	議 案 第 3 号 質疑等	○横瀬生涯学習課長 今回の提案しております内容に関しましては、あくまでも 2025 年度関東ブロック・ユネスコ活動研究会 in 埼玉という行事の中で行われるものであり、学校で実施する事業を念頭に置いたものではございません。 ○小林委員 ユネスコについて調べたところ、活動の中で総合学習への協力というものがありました。ユネスコと学校との関わりが何かありましたら教えていただきたいです。 ○横瀬生涯学習課長 直接的な関わりはございません。しかし、絵画展の実施など、ユネスコ活動を通じた関わりはございます。 ○関根教育長 他にないようですので、可決することといたしますが、よろしいでしょうか。 ○委員全員 賛成 ○関根教育長 全員賛成ですので、議案第 2 号につきましては、原案どおり可決いたします。 ○関根教育長 日程第 6 議案第 3 号 寄居町教育振興に関する補助金等交付要綱の一部改正について を議題といたします。事務局より説明をお願いします。 ○大野教育総務課長・横瀬生涯学習課長 議案を朗読し、内容説明を行う ○関根委員 以前から職員の現金取り扱いは原則、禁止されていると認識しています。このことから、良い改正・改善策と受け止めました。 その上で質問します。
--------------	---------------------------------	--

日程第 7	議 案 第 4 号 質疑等	只今の説明で、公民館協会は、中央公民館と地域公民館で組織されており、これまでは公民館協会に対して補助金が交付され、その事務局になっている中央公民館職員が各地域公民館に配分金として交付している旨を理解しました。 この要綱は、平成 31 年に制定された、比較的新しい要綱です。制定当時に振込先を公民館協会とした何らかの理由があったのではないかと推測します。当時、補助金の交付先を公民館協会とした理由がわかれば、教えてください。 ○横瀬生涯学習課長 発足当時については、中央公民館で事務処理を行う分の事務処理費用を加えた形で、協会の補助金として成り立っております。しかし現在では、長期間にわたり中央公民館の配布分はなく、地域公民館の割り振りのみとなっております。 ○関根教育長 他にないようですので、可決することといたしますが、よろしいでしょうか。 ○委員全員 賛成 ○関根教育長 全員賛成ですので、議案第 3 号につきましては、原案どおり可決いたします。 ○関根教育長 日程第 7 議案第 4 号 学校災害補償規程の廃止についてを議題といたします。事務局より説明をお願いします。 ○大野教育総務課長 議案を朗読し、内容説明を行う ○関根委員 新しい給付額と従来の給付額とを比較すると、いずれも増額されています。更に、新たに通院も加えられたので良い改正と受け止めました。 その上で質問します。新たに制定される規程の第 3 条には、学校管理下にある児童及び生徒については、入通院補償給付の対
--------------	---------------------------------	---

		象にならないとあります。私の理解不足かもしれませんが、これまでの規程では、入院した場合は補償の対象になっていたのではないかと思います。この点について教えてください。 また、学校の管理下にある児童及び生徒の通院補償については、どのような対応になるのか併せて伺います。 ○大野教育総務課長 1点目の入院の関係ですが、寄居町総合災害保障規程の第3条は児童生徒に限っての規定でございます。また、児童生徒はスポーツ保険に加入しており、そちらで補償の対象となっているため、除かれております。 2点目の通院につきましても、スポーツ保険の方で対象となっているため、除かれております。 ○関根委員 廃止する規程や新たに制定する規程は、いずれも児童生徒以外を補償対象としているのでしょうか。 ○大野教育総務課長 寄居町総合災害保障規程につきましては、学校で行事などを行った際に、児童生徒を除く一般の方を大きく補償するという枠組みでございます。児童生徒は補償に含んでおりません。 ○関根委員 新たに制定される規程の第1条の趣旨及び第2条の補償する対象には、町が主催する社会体育活動、社会文化活動等々が補償の対象になる旨定義されています。私は、地域クラブ活動は町教育委員会が委嘱した指導者が主催するスポーツ活動及び文化芸術活動と理解しているので、新規程に該当するのではないかと考えます。 そこで伺います。地域クラブ活動での事故等は、新規程の対象になるのか、教えてください。 ○大野教育総務課長 事前に担当課及び保険会社に確認をとったところ、地域クラブ活動は補償の対象外になるということです。保険加入が必須となっております。
--	--	--

		○関根教育長 他にないようですので、可決することといたしますが、よろしいでしょうか。 ○委員全員 賛成 ○関根教育長 全員賛成ですので、議案第４号につきましては、原案どおり可決いたします。
日程第 8	議 案 第 5 号	○関根教育長 日程第 8 議案第 5 号 専決処理の承認を求めることについて を議題といたします。 この議案は人事案件となりますので、非公開といたしますがよろしいでしょうか。 ○委員全員 了承 ○関根教育長 それでは非公開といたします。 ~~~~~ 【非公開部分につき審議内容省略】 ~~~~~ ○関根教育長 全員賛成ですので、議案第 5 号につきましては、原案を承認いたします。
日程第 9	諸報告	○関根教育長 日程第 9 諸報告に入ります。教育総務課から順次、報告をお願いします。 ○大野教育総務課長 なし

日程第 10	行事予定 質疑等 協議事項	○塩川教育指導課長 1 令和 7 年度寄居町教育委員会委嘱研究校について 2 令和 6 年度 寄居町の体力の現状と考察について ○横瀬生涯学習課長 1 二十歳式の挙行について ○関根教育長 次に 1 月 2 5 日から 2 月末までの行事予定を別紙により報告を願います。 ○大野教育総務課長、塩川教育指導課長、横瀬生涯学習課長 「今後の主な行事予定」に沿って、各課から行事日程を報告する。 ○小林委員 1 月 3 0 日開催の「人権教育研究委嘱校本発表」は、教育委員の出席はありますか。 次に、2 月 1 2 日開催の「寄居ふるさと探求学シンポジウム」についてですが、会場までの距離が遠い生徒に関して、バスや電車など移動手段の手立てはあるのか教えてください。 ○塩川教育指導課長 人権教育研究委嘱校本発表につきまして、過去の経緯等を調べ参加について案内を送付させていただきます。 寄居ふるさと探求学シンポジウムにつきましては、各中学校の 2 年生のみ会場に集合し、1 年生と 3 年生については、オンラインで視聴します。2 年生の移動方法ですが、寄居中学校は電車、男衾中学校、城南中学校については、バスで考えております。しかし距離が近い生徒については、安全を確保した上で自転車などの移動手段も一部認めております。 ○関根教育長 日程第 1 0 協議事項に入ります。 協議事項 1 小・中学校卒業式における「教育委員会のことば」について協議いたします。事務局より説明をお願いします。 ○塩川教育指導課長 説明を行う
---------------	------------------------------------	--

	質疑等 ○清水委員、小林委員、関根委員 内容等について指摘・意見あり ○関根教育長 続きまして、協議事項 2 令和 6 年度卒業式、令和 7 年度入学式への来賓出席について協議いたします。事務局より説明をお願いします。 ○塩川教育指導課長 説明を行う ○委員全員 協議を行う ○関根教育長 続きまして、協議事項 3 委員提案の協議事項について、委員さんから何かございますか。 ○清水委員 ・大里地区教育委員会連合会視察研修について報告 ・寄居ふるさと探求学シンポジウムについて、生徒と一般の方の参加人数、進行方法と内容、記録、その後の発信方法について伺います。 ・学校だよりの記事作成は、それぞれの学校で独自に作成しており各校独自の捉え方があっても当然です。しかし、共通の取り組みに関しては、どの学校でも同じように伝えられるよう工夫をお願いしたいと思います。 ○塩川教育指導課長 生徒の参加者数は 230 名程度を予定しております。地域や保護者の方の参加についてですが、1 月の回覧で周知しておりますが、参加者数は当日にならないと分かりません。 進行方法は、各中学校から代表のゼミグループがそれぞれ 1 グループ参加し、町長に提言を行います。各校の提言に対し、町長が答えていく流れを考えております。進行は、教育指導課で行う予定ですが、中学生にお願いすることも検討しております。記録については、写真、動画での撮影を予定しております。動画については、外部に出す予定は現状ございませんが、ホームページ等で実施の状況についてお知らせを行います。また、
--	--

		3月の町の広報誌において、寄居ふるさと探求学について紹介する予定でございます。 ○小林委員 寄居ふるさと探求学の発信方法について、先ほどホームページで実施の状況をお知らせする旨の説明がありましたが、動画の配信はありますか。 ○塩川教育指導課長 動画の配信は考えておりません。写真等での発信を予定しております。また各学校でホームページを作成しており、該当校の生徒の様子についてはそちらでも確認可能になっております。 ○関根教育長 続きまして、協議事項4 次回定例会の日程について協議をお願いします。 ○委員全員 協議を行う ○関根教育長 協議の結果、次のとおり令和7年第2回定例会を決定します。令和7年2月21日（金）15時00分より行います。 以上をもちまして、本日の委員会は閉会といたします。
	閉 会	